

米原市体育施設（社会体育施設・学校体育施設）利用の手引

米原市体育施設を利用するには、利用団体登録が必要となります。

（1） 団体登録の条件

- ① 原則5人以上のグループ、または団体。（*継続的な利用を行う団体のみ）
*個人の利用は可能ですが、継続的な利用の場合は登録が必要です。
- ② 20歳以上の責任者がいること。
- ③ 公共的な団体については、登録する必要はありません。
例）市、市関係機関、市内保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校（部活動含む）
市内総合型地域スポーツクラブ、市体育協会加盟団体（*下部団体を除く）
自治会、市内社会教育団体、市内福祉団体 等

*市内の学校、企業等における個人的な団体の取扱いについて

- ・学校の児童や生徒による個人的なサークル活動、市内企業における個人的なグループや団体は、登録が必要となります。
- ・学校や企業が正式に認める団体は、「市内団体扱い」となり、それ以外の団体については、構成員の内容により市内・市外を判断します。

（2） 利用団体登録申請の手続

市内社会体育施設および学校体育施設（以下、「体育施設」という。）を継続して利用する団体は、あらかじめ利用団体登録申請書を提出してください。ただし、1回限りの利用については、施設管理者に事前に了解を得たのち、利用許可申請書のみ提出してください。

（3） 登録申請の場所

- ① 米原市教育委員会事務局スポーツ推進課（Tel0749-53-5155）
- ② 市内体育施設管理事務所
 - ・伊吹山麓青少年総合体育館（Tel0749-58-1155）
 - ・山東公民館（Tel0749-55-2578）
 - ・近江公民館（Tel0749-52-3483）
 - ・双葉総合体育館（Tel0749-52-0858）
 - ・すぱーく米原（Tel0749-52-0884）
 - ・山東 B&G 海洋センター（Tel0749-57-1414）
- ③ 市内小中学校

（4） 登録申請の期間

毎年2月に翌年度分の受付を行います。以降は随時受付します。

（5） 利用団体登録証の交付

登録を認められた団体に対しては、利用団体登録証を交付します。

登録証は、利用申込時や利用当日に施設管理者から提示を求められる場合がありますので、代表者が責任を持って大切に保管してください。

また、有効期間中に代表者の変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

（6） 登録証の有効期限

登録証は、交付した日から当該年度の3月31日まで有効とします。

(7) 利用許可申請の手続

利用団体は、利用許可申請書を原則として利用日の5日前までに施設管理者（学校開放施設については、各小中学校）へ提出してください。

*米原地域（旧米原町地域を除く。）においては、利用団体による調整会議を年間6回実施します。開催時期／5月、7月、9月、11月、1月、3月（第2水曜日*開催期日は、事前に御確認ください。）*納付書は、後日スポーツ推進課から郵送します。

*伊吹地域（旧伊吹町地域）においては、利用団体による調整会議を年間12回実施します。開催時期／使用の前月15日（毎月）

(8) 鍵の受け渡し等

体育施設を利用する場合、施設管理者から鍵を借りてください。

使用後は、代表者または責任者が、責任を持って施設管理者へ返却してください。

学校体育施設については、地域によって鍵の貸出の運用が異なりますので、鍵の借用・返却方法、借用時間帯等は、必ず事前に確認してください。

*米原地域（旧米原町地域を除く。）については、新規登録団体に登録時に学校開放ボックス等のキーを貸出します。（使用期間が終了しましたら必ず返却してください。）

☆学校体育施設にかかる鍵の保管場所

- ・伊吹地域→伊吹山麓青少年総合体育館
- ・山東地域→各学校
- ・米原地域→スポーツ推進課、すぱーく米原
- ・近江地域→各学校

(9) 利用当日の注意

利用当日は、施設管理者から利用団体登録証と利用許可証の提示を求められる場合がありますので、御持参ください。利用上のルールやマナーを守り、施設管理者の指示に従ってください。

利用中に何らかの事故が発生した場合や施設を破損させた場合は、施設管理者に必ず報告をしてください。利用中の負傷等については一切責任を持ちません。また、物損の場合は弁償となりますので、御注意ください。

施設によって利用時間が異なりますのでご確認いただき、利用時間を厳守してください。学校開放施設の利用できる時間は原則平日17時～21時30分、休業日8時～21時30分です。（夜間利用時は21時30分までの利用とし、21時45分までに鍵を返却し、敷地内から退出してください。）

利用後は、運動器具の整理、清掃、点検を必ず行ってください。

学校開放施設については、学校体育施設使用報告書の提出をお願いします。

(10) キャンセル等の届出と使用料（利用料）の取扱について

キャンセルする場合は、各施設管理者へ原則として1週間前までに連絡してください。1週間を過ぎた場合は、分かり次第すみやかに連絡ください。

利用申請時に納付書が発行されますので、使用料（利用料）を前納してください。

なお、前納いただいた使用料（利用料）は、キャンセルの連絡の有無によらず、荒天等のやむを得ない場合を除いて還付できませんので、御注意ください。

(11) 利用の取り消し等

利用申請に当たっての優先順位や利用上のマナー、キャンセルの届出などを遵守していただけない団体は、団体登録許可および利用許可を取り消す場合があります。

問合せ先／ 米原市スポーツ推進課（TEL0749-53-5155）